

内容を十分にお読みください。

サイマル・アカデミー契約の概要

(特定継続的役務提供の方法について)

「サイマル・アカデミー契約の概要」は、サイマル・アカデミーをご利用いただく際に、ご提供する役務(サービス)の概要を示すものです。内容についてよくお確かめのうえ、お申し込みくださるようお願いいたします。

事業主体名	株式会社サイマル・インターナショナル
所在地・電話番号	東京都中央区銀座 7-16-12 G-7 ビルディング 電話 03-3524-3100
代表者名	代表取締役社長 吉野久美子
施設名・所在地・ 電話番号・交通機関	サイマル・アカデミー東京校、大阪校の2校(別紙受講案内・受講概要(以下受講案内等といひます)に記載)
教授する言語の種類	英語、中国語
講師数	東京校 英語 31 名(外国人講師 10 名、日本人講師 21 名) 中国語 17 名(外国人講師 7 名、日本人講師 8 名)
レベルチェック・進級・レベル・目的別コース・クラス定員・レッスン時間・授業時間帯・学習期間(役務提供期間)	受講案内等に記載
休校日	日曜、祝日、年末年始
授業形態	固定スケジュール制
募集の時期	4 月・10 月(短期プログラムは 8 月～9 月、2 月～3 月、ワークショップは不定期)
関連商品	なし(教材費は授業料に含まれます)。なお、ご購入の必要はありませんが、一部のクラスで、希望者は、サイマル特別仕様インストララー型 Adiplayer¥2,500(税込¥2,750) 1 個(以下Adiplayerといひます)を自宅学習のために株式会社サイマル・インターナショナルからご購入いただくことができます。対象クラスについては、受講案内等に記載。 ・Adiplayerのご購入は、お一人一個に限りまひ。 ・Adiplayerを受け渡し後、使用上の誤りやなどによる故障、損傷の場合、改めてご購入いただくことができます。 ・Adiplayerを受け渡し後、紛失した場合は、改めてご購入いただくことができます。

役務の対価その他お支払いいただく費用	受講案内等に記載の授業料、入学金(新規入学の方のみ)及びAdiplayerの代金(必要な方のみ)の合計額。
消費税	消費税込の費用総額の 110 分の 10 を消費税としてお預りいたします。
支払い方法・支払い時期	上記役務の対価その他お支払いいただく費用を、契約締結日より 5 日以内(ただし、契約締結日より 5 日以内に受講開始の場合は、受講開始の前日まで)に、サイマル・アカデミーの指定する銀行口座へお振り込みいただきます。 クレジットカードも取り扱っておりますが、利用される場合は、指定業者と別途契約していただきます。 Adiplayerをご購入いただく場合は、その代金¥2,500(税込¥2,750)を役務の対価と一緒に銀行振込、クレジットカードにてお支払いいただきます。 【クレジットカード】 取扱カード・・・VISA、Mastercard 支払い回数・・・一括のみ／手数料・・・なし

クーリング・オフ規定	契約書面を受領した日から起算して8日までは、書面により受講契約を解除することができます。 ① サイマル・アカデミーが、特定継続的役務提供契約の解除に関する事項について、事実と違うことを告げたり威迫したことにより、受講者が誤認・困惑してクーリング・オフしなかった場合には、上記期間を経過していても法令に定める書面を受領した日から起算して8日まではクーリング・オフができます。 ② 契約の解除は、各契約について、書面を発した期日(ポスト投函日)に効力を生じます。 ③ サイマル・アカデミーは当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払いを請求いたしません。 ④ クーリング・オフによる契約の解除があった場合、既に役務提供が行われていても、その対価その他金額の支払いを請求いたしません。 ⑤ クーリング・オフによる契約の解除があった場合、当該契約に関連して金銭を受領している時は、これを速やかに全額返金いたします。 ⑥ 役務提供期間が2ヶ月以下または、役務の対価が5万円以下のプログラムは、クーリング・オフの対象にはなりません。 ⑦ 希望者にご購入いただくAdiplayerは、クーリング・オフの対象にはなりません。
------------	--

中途解約規定	① クーリング・オフ期間経過後においては、将来に向かって中途解約を行うことができます。受講生が書面等により解約を申し出た場合、それをサイマル・アカデミーが受領することにより効力が発生します。但し、サイマル・インターナショナルの営業時間(平日 9:30～17:30)外に受領した場合は、翌営業日をもって効力が発生するものとします。 ② 役務提供開始前の中途解約の場合、サイマル・アカデミーは解約手数料として1万5千円を納入額から控除し、残り全額を返還いたします。ただし、役務提供開始前に、受講生または家族の転居・疾病・事故・不幸等、受講生の学習意欲に関係なく外部事情による理由により受講が不可能と認められ、受講生がその旨の書面を提出した場合、サイマル・アカデミーは解約手数料を請求せず、全ての納入金を速やかに返金いたします。 ③ 役務提供開始後の中途解約の場合、サイマル・アカデミーは「提供された役務の対価に相当する額」及び「特定継続的役務提供契約の解除により通常生じる損害の額」を納入額から合算控除した残額を速やかに返還いたします。 ※提供された役務の対価に相当する額…裏面に記載された役務の対価(入学金及び授業料)×(消化授業回数／総授業回数)。 ※特定継続的役務提供契約の解除により通常生じる損害額…5万円または役務の対価の総額から提供された役務の対価に相当する額を控除した額の100分の20に相当する額のいずれか低い額。 ※授業日と授業料は学習期間の暦日で設定されており、授業日が祝祭日と重なった場合、授業は休講となります。残余授業料の計算にあたり、授業日数は暦日で計算します。 ※入学金には入学諸手続費用、教材費、設備費が含まれており、提供された役務の対価に相当する額を控除した残額を返還いたします。 ※入学金はお支払いをいただく必要がある場合のみ役務の対価に含まれます。入学金を以前の学期に納入済み/入学金免除の方については、納入済み/免除された入学金は返金の対象となりません。 ④ 受講契約を中途解約する場合であっても、希望者にご購入いただくAdiplayerの販売契約は解除することができません。
契約書面の交付	契約に際し、契約内容を明記した書面を交付します。

体験レッスン	募集時期に実施します。詳細は受講案内等に記載。
オンラインコースにおける受講環境(推奨環境)について	受講案内等記載の推奨環境を確認の上、お申し込みください。受講生側の機材や回線に起因する接続不良により、オンライン授業の全部または一部を受けることができなかった場合については金銭等による保証は行いません。
相談窓口	学習上および契約上の相談に随時応じます。 サイマル・アカデミー東京校 東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング4階 電話 03-6226-3120 FAX 03-6226-3331 平日 10:00～20:30/土 10:00～17:30
抗弁権の接続	ローン提携販売の方法または包括信用購入あっせん若しくは個別信用購入あっせんの方法により役務の提供を行う場合には、受講者は、割賦販売法に基づき、サイマル・アカデミーに責任のある理由によって役務提供が行われないこと、その他、役務提供に関してサイマル・アカデミーに対して生じている事由をもって、包括信用購入あっせん業者若しくは個別信用購入あっせん業者の支払い請求に対抗することができます。
前払い金の保全措置	前払い金の保全措置はとっていません。